

令和6年6月28日制定

## 賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業 賃貸住宅所有者と入居者との電力契約についてのガイドライン

電力の小売営業に関する指針(平成28年1月制定、令和6年4月1日最終改定、経済産業省)と当ガイドラインを参考に、賃貸住宅所有者と入居者の双方にとって公平で透明性のある電力契約の作成をお願いいたします。

また、賃貸住宅所有者の代行業者にも同様の責務を課すこととします。

### 1 契約前の説明と情報提供

- ・入居者に対して、電気料金の変動メカニズムや料金メニューについて詳細に説明すること。
- ・契約締結前に、料金メニューの選択肢や料金の変動リスクについて入居者に十分な情報を提供すること。

※特に、燃料や電力の取引価格の変動により小売料金が増減する仕組みについての説明も重要となります。

### 2 公正な契約条件

- ・契約書には、入居者に不利な条件を含めないように公正で透明性のある契約条件を設定すること。
- ・料金の変動に対する適切な説明を記載し、入居者が理解できるようにすること。
- ・値上げの際は必ず、入居者に対して事前に告知を行うこと。
- ・一般的な電力会社の料金プランとの比較を提示すること。

### 3 適切な通信とサポート

- ・入居者からの料金の変動や契約に関する質問、問い合わせやクレームに対して迅速に対応するための連絡先を提供し、適切に対応すること。